

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○議長(遠藤則政君) 皆様、おはようございます。大変お疲れさまです。

開会に先立ちまして、本日の総会は全委員が出席しておりますので富岡町農業委員会会議規則第6条の規定により、本総会は成立していることを報告いたします。

それでは、ただいまから令和2年第3回富岡町農業委員会総会を開会いたします。

---

○開議の宣告

○議長(遠藤則政君) 直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長(遠藤則政君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付した資料のとおりであります。

---

○会議録署名委員の指名

○議長(遠藤則政君) 早速ですが、日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、規則第13条の規定により、議長において

7番 渡 辺 伸 君

8番 渡 辺 康 男 君

の2名を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長(遠藤則政君) 続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日間としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(遠藤則政君) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

---

○議案の一括上程

○議長(遠藤則政君) 次に、日程第3、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（遠藤則政君） それでは、早速議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたしますが、ここで皆様にお諮りいたします。

議案第10号の別紙1、2は譲受人が同一者でありますので、一括して審議したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤則政君） 異議なしと認めます。

よって、一括して審議します。

事務局長より朗読と別紙1、2についての農地法に基づく検討事項についての説明を求めます。

なお、別紙の朗読について、上の行の番号から申請の事由の読み上げは最初の案件のみとし、2件目以降はこの部分の朗読を省略してください。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（遠藤則政君） 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

それでは、現地調査員である8番、渡辺康男君の意見を求めます。

渡辺さん。

○8番（渡辺康男君） それでは、議案第10号の説明を申し上げます。

まず、譲受人のほうには今月初め、譲渡人のほうにつきましては1週間ほど前にそれぞれ電話で確認をいたしました。特に地番、面積あるいは申請の事由等について双方にお聞きしました結果、このとおりであるということで、よろしくお願ひしますというふうなことで皆さんにご報告を申し上げます。よろしくご審議方お願ひします。

以上です。

○議長（遠藤則政君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。委員の皆様からご質問等ありましたらお願ひします。

3番、原田君。

○3番（原田八十治君） 大変いい話なのですが、新たな農業の模索ということで、挑戦ということで問題ないと思いますが、これは計画、今回別紙1も2も同様の内容だと思いますが、ワインを計画しているということで、今どの面積をどういうふうにかこの農地、今回の農地だけではちょっと狭いのではないのかなと思っているのだけれども、その辺は事務局で聞いていますか。

○議長（遠藤則政君） 畠山君。

○事務局次長兼農地調整係長（畠山信也君） ご質問にお答えします。

特に富岡駅東側で徐々に作付面積を増やしていきたいというご意向は確認しています。将来的な構想では、4ヘクタールから5ヘクタールぐらいになればいいなというところまではお聞きしています

けれども、まだその具体的な申請までは至っていないという状況です。

以上です。

○議長（遠藤則政君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤則政君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第10号別紙1、2を採決いたします。

本案を許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤則政君） 全員挙手であります。

したがって、本案は許可することに決しました。

続いて、議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局長の朗読と農地法に基づく検討事項の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（遠藤則政君） 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

本案件の現地担当委員は7番の渡辺伸君ですが、現地調査日の都合が悪かったため、代理で調査を行った8番、渡辺康男君の説明を求めます。

8番、渡辺康男さん。

○8番（渡辺康男君） 議案第11号についてご報告をいたします。

この案件につきましては、申請の事由のとおり、工期延長に伴う再々延長、3年以内の延長なのでありますが、1回目が平成31年の3月31日までで、2回目が今年の3月31日までだった期間を来年の3月14日まで延長する申請となっています。中身については前回と同じ案件でございます。申請内容については問題なく、期間の延長だけで問題ないというふうに確認をしてきました。よろしくご審議方お願いします。

以上です。

○議長（遠藤則政君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。委員の皆様からご質問等ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤則政君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第11号を採決いたします。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤則政君） 全員挙手であります。

したがいまして、本案は許可することに決しました。

続いて、議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局長より朗読と別紙1の農地法に基づく検討事項についての説明を求めます。

なお、別紙の朗読について、上の行の番号から申請の事由の読み上げは最初の案件のみとし、2件目以降はこの部分の朗読を省略してください。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（遠藤則政君） 事務局長による説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

それでは、現地調査員である8番、渡辺康男君の説明を求めます。

8番、渡辺康男君。

○8番（渡辺康男君） 議案第12号について報告を申し上げます。

この案件につきましては、今局長のほうからお話ありましたように、工事用の仮設道路でありまして、一時転用2年間という中で説明を受けております。周辺を見ても何ら問題ないというふうに判断をしてきましたので、ご報告を申し上げたいと思います。よろしくご審議をお願いします。

以上です。

○議長（遠藤則政君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。委員の皆様からご質問等ありませんか。

9番、林秀樹君。

○9番（林 秀樹君） これ申請の事由に何かちょっとおかしく感じるのですけれども、24か月の賃借権の設定になっているのに、地域住民の要望により接続するというと、これずっとそのまま造るためにあるのではないかというふうにも感じ取れるのですけれども、これいいのですか。

○8番（渡辺康男君） 既に存在している本道を整備するための仮設道路であり、整備が完了次第仮設道路は撤去すると伺っております。

○9番（林 秀樹君） これは撤去されるというふうな感じのイメージでいいということですね。

○8番（渡辺康男君） そのとおりです。

○9番（林秀樹君） ということでいいのですよね。

○8番（渡辺康男君） はい。

○議長（遠藤則政君） 分からないことがあったら担当の都市整備課へ。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤則政君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第12号別紙1を採決いたします。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤則政君） 全員挙手であります。

したがいまして、本案は許可することに決しました。

次に、別紙2を審議します。

事務局長より朗読と別紙2の農地法に基づく検討事項についての説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（遠藤則政君） 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

それでは、こちらも代理で現地調査を行った8番、渡辺康男君の説明を求めます。

8番、渡辺康男君。

○8番（渡辺康男君） この案件の説明、報告をいたします。

これについては、局長からありましたように、カントリーエレベーターの建設に伴う事前のボーリング調査、そのために、次の議案にもありますけれども、4,804平米のうちの692平米を4月末までの一時転用する中身でございます。これらについても町の担当のほうから説明を受けまして、何ら問題ないというふうに見てきましたので、ご報告をしたいと思います。よろしくご審議お願いします。

以上です。

○議長（遠藤則政君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。委員の皆様からご質問等ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤則政君） それでは、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第12号別紙2を採決いたします。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤則政君） 全員挙手であります。

したがいまして、本案は許可することに決しました。

続きまして、議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。

事務局長より朗読と農地法に基づく検討事項についての説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（遠藤則政君） 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

それでは、この案件も代理で現地調査を行った8番、渡辺康男君の説明を求めます。

8番、渡辺康男君。

○8番（渡辺康男君） この案件のご報告をいたします。

これについても同じメンバーでの調査でありまして、町担当の説明もいただきました。この内容のとおりであります。排水設備なり、あるいは附帯施設もしかと計画されておりますので、何ら周辺の農地等に影響が及ぶことはないというふうに見てきましたので、それらについて皆さんにご報告を申し上げたいと思います。よろしくご審議方お願いします。

以上です。

○議長（遠藤則政君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。委員の皆様からご質問等ございませんか。

○議長（遠藤則政君） 3番、原田君。

○3番（原田八十治君） このような町事業であれば、図面だけではなく大きな図面等で説明をいただきたい。

○議長（遠藤則政君） 一番分かりやすいのは写真ですね。

○議長（遠藤則政君） 畠山君。

○事務局次長兼農地調整係長（畠山信也君） いきなりこれを見て判断というか、審議をしろというものなかなかというところのご意見だというふうを受け止めました。資料の作り込みについて事務局のほうでなるべく分かりやすい資料作りに心がけてまいります。今後の宿題とさせていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（遠藤則政君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤則政君） それでは、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第13号を採決いたします。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤則政君） 全員挙手であります。

したがって、本案は許可することに決しました。

---

○その他

○議長（遠藤則政君） 次に、日程第4、その他に入ります。

①、農地の権利取得における下限面積の引下げについて事務局の説明を求めます。

畠山君。

〔事務局次長兼農地調整係長説明〕

○議長（遠藤則政君） ただいま事務局の説明が終わりましたが、この案件に関しては先月の総会から協議を開始したことについて、農業委員の人から要望にあった事項に対しても今の畠山次長のほうから説明がありましたが、それについてご質問、意見等ありましたらお願いします。

9番、林君。

○9番（林 秀樹君） 多分こういうことにはならないと思うのですがけれども、昔成田空港であったみたいに、事件が起きて一坪地主みたいなのがあったと思うのですがけれども、地主とかで下限面積が下がることによって、例えば1つの3反歩の田んぼの中で3人とか地主に分かれて、そういうふうになるのは止められなくなってしまうのではないのかなと思うのですが、そういう面では大丈夫なのですか。

○議長（遠藤則政君） 皆さん、どうですか。

畠山君。

○事務局次長兼農地調整係長（畠山信也君） 具体的なところまでまだ事務局としてもなかなか入り込んでいないところです。ただ、他の事務局にいろいろ話を聞いたところ、そんなに、いい意味でも悪い意味でもそれほど変わっていないよというのが先に取り組んでいる各農業委員会の意見でした。それほど変わりはないよというところでした。ただ、一方でハードル下げたことによって何人か農地取得できなかった方ができるようになったねというのはあったというふうに聞いています。

以上です。

○議長（遠藤則政君） 今の説明で分かりましたか。

○9番（林 秀樹君） 個人的に10アールの1アールはこれでいいのではないかなと思うのですが、そういうふうな自分では考えつかないような事を考えついてくる人も結構いそうだから、考えついたら今日言うておいたほうがいいのかと思ったのです。

○議長（遠藤則政君） 貴重な意見ありがとうございます。

8番、渡辺さん。

○8番（渡辺康男君） メリットの1番、3番、新規就農なり耕作放棄地防止、これらについては良い考えなのだけれども、やはり一番のデメリットは③が一番不安です。

○6番（小坂竜也君） 関連してですが、取得後3年とかではなくて、独自に5年とか10年とか、転用の制限とかというのは町単位では設けられないのですか。

○議長（遠藤則政君） 畠山君。

○事務局次長兼農地調整係長（畠山信也君） 農地法ではありませんが、富岡町農業委員会として、

内規的なものを定めることは可能です。

○9番(林秀樹君) 構造改善やったら20年は農地転用できない、何かそんなルールあったのでは。

○議長(遠藤則政君) 構造改善を実施後20年間何かあったはずだということね。

○議長(遠藤則政君) 今の件に関しては土地改良のほうから。

○推進委員(坂本仁君) 圃場整備を行う場合には、事業が完了して8年以内に目的外用途に付した場合は、県から補助金を受けたものは返さないという規定のようです。だから、8年が終わったから、転用できませんではなくて、8年以内に目的外にしたら補助金は返してください。県のほうにも問合せしたのですけれども、8年したらいいのかというのではないけれども、国のお金を投入して整備したものですから、基本、農地として守っていくというようなことの回答ではありました。

○8番(渡辺康男君) デメリットとかメリットとかと言ったけれども、やっぱり一番心配されるのはそういう乱開発。福島県の浜通り、相双地区は原発事故で半ば諦めていた人が多いわけだ、現実。そうすると、その農地を魅力的に感じる大手資本もいる。特に、耕作放棄地。やはりこれは何らかの法を逸脱しないルールづくりというのをしないと。

○議長(遠藤則政君) 畠山君。

○事務局次長兼農地調整係長(畠山信也君) 貴重なご意見ありがとうございます。今の乱開発の懸念というところです。こちらは今町でやっている農振の総合見直しにも関わってくる事案ではございますけれども、基本的には農振にする農地、それから第1種農地については転用許可できないというところで、優良農地を守っていこうという流れになろうかと思っています。一方で、あまり条件のよくない農地であったり、そういったところについては今回のところで緩めて新規就農者への誘導を図ること、それから農振から外したりすることによって荒れない、農地としては使えなくなるかもしれませんが、荒れることを防止することはできるのかなというふうに思っています。その辺も総合的に皆さんと協議していけたらというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○9番(林秀樹君) 例えば普通の3反歩の土地があったとして、何か相続争いとかが発生して、田んぼが作れなくなってしまったみたいな感じになってしまったり、そういうのも想定されるから、これそうならないようにうまくできないのかなとか、そういうところを考える必要あるのかな。

○議長(遠藤則政君) これは、林君言う意見に対してはケース・バイ・ケースという形で、その時点で対応するしかないですね。ここでこうだということ決めることできないでしょう。

○事務局次長兼農地調整係長(畠山信也君) 今はまだ今月とか来月とかに決定するわけではないというふうに事務局では踏んでいます。皆さんのいろんなご意見をいただいて、いろんな懸念材料を拾い集めて、こういった場合はどのように対応すべきかということをお話した上で来年度中に決めればいいのかというふうに思っていますので、継続して協議したいと思います。

○議長(遠藤則政君) 今の林君の意見だ、もろもろ原田君の意見とか、そういうのを委員の皆様も意見があれば申し伝えてください。



○3番（原田八十治君） 今の町の農地の現状どうなっているかというようなことをやっぱり我々全然押さえていないから、震災前は別にしても、今の農地の現状どうなっているのか、それちょっと再度出していただきたいと思います。

○議長（遠藤則政君） これは280ヘクタールに対するあれだから、今後整理されていくのでしょうか。

○事務局次長兼農地調整係長（畠山信也君） 町としましても、先ほど申し上げた農振の総合見直しについては、これまで農業委員会、それから総合開発審議会、議会などに説明しているいろんなご意見をいただいており、ちょっと変更が生じています。それについては、来月の総会で改めて皆様には説明したいなというふうに思っています。

○議長（遠藤則政君） 大体意見、要望出尽くしたようですから、質疑なしと認めます。  
質疑を終了します。

○議長（遠藤則政君） ほかにございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕

---

○閉会の宣告

○議長（遠藤則政君） ないようですから、それでは以上をもちまして令和2年第3回総会を閉会します。大変お疲れさまでした。